

○. 労働安全衛生法の改正について

労働安全衛生対策をより一層充実するとともに、東日本大震災に対応した労働者の健康確保対策を強化する。

現状・課題

- 年間3万人超の自殺者のうち、約8,600人が「被雇用者・勤め人」であり、そのうち「勤務問題」を自殺の原因の一つとする者は約2,600人（H22）
- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所
34%（H19）→50%（H22）
- 東日本大震災を契機として、メンタルヘルス不調に陥る人が増加することが懸念されることから、予防対策（メンタルヘルス対策）を一層充実させる必要がある。

○震災関連の精神障害の労災支給事案(3件)(その他請求中23件)(9月末日現在)

- ・勤務中に津波に流され、救助されたものの不安感、主として不眠の症状があらわれ、急性ストレス反応と診断
- ・社用車で高台へと避難中、津波に流され、救助されたものの主として睡眠障害の症状を訴え、外傷後ストレス障害と診断

○震災関連のメンタル相談件数3,514件(3月末～9月末)(メンタル対策支援センター、労災病院、日本産業カウンセラー協会)

○被災地において、不安や抑うつ症状が認められる割合が高く、睡眠障害を疑われる者は42.2%と高水準 (厚生労働省研究班「東日本大震災被災者の健康状態に関する調査研究」)

- 石綿の除去、特に粉じん濃度が高くなる作業において使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具について、労働安全衛生法上、その性能を担保する規定がない。
- 東日本大震災による災害復旧工事において、石綿を含む建築物の解体・撤去作業が今後本格化することから、可及的速やかに、石綿粉じんばく露防止対策を確実に実施する体制を整備する必要がある。

- たばこの規制枠組条約発効（H17.2）
→しかし、事業場の取組は十分でない。
・ 全面禁煙又は空間分煙のいずれかの措置を講じている事業所：
46%（H19）→64%（H23）

○職場で受動喫煙を受けている労働者

44%（H23）

○喫煙対策の改善を職場に望む労働者

: 47%（H23）

改正の方針

○ 全ての労働者に対するメンタルチェックの実施を義務化
→ストレスへの気付きを促す

○ メンタルチェックの結果、必要な者に対して医師の面接指導の実施を義務化

○ 電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定及び譲渡の制限の対象に追加

○ 原則、全面禁煙又は空間分煙を義務化
※ 飲食店その他の事業においては、当分の間、一定の濃度又は換気についての基準を守ることが義務化

労働安全衛生法の一部を改正する法律案の概要

メンタルヘルス対策の充実・強化

- 医師又は保健師による労働者の精神的健康の状況を把握するための検査を行うことを事業者に義務付ける。
- 労働者は、事業者が行う当該検査を受けなければならないこととする。
- 検査の結果は、検査を行った医師又は保健師から、労働者に対し通知されるようにする。医師又は保健師は、労働者の同意を得ないで検査の結果を事業者に提供してはならないこととする。
- 検査の結果を通知された労働者が面接指導の申出をしたときは、医師による面接指導を実施することを事業者に義務付ける。
- 面接指導の申出をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならないこととする。
- 事業者は、面接指導の結果、医師の意見を聴き、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加

- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する労働者に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定及び譲渡の制限の対象に追加する。

受動喫煙防止対策の充実・強化

- 受動喫煙を防止するための措置として、職場の全面禁煙、空間分煙を事業者に義務付ける。
- ただし、当分の間、飲食店その他の当該措置が困難な職場については、受動喫煙の程度を低減させるため一定の濃度又は換気の基準を守ることを義務付ける。

施行期日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

（「型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加」は、6月を超えない範囲内で政令で定める日）

受動喫煙防止対策に関する支援事業について

①受動喫煙防止対策助成金

1. 対象事業主

○労働者災害補償保険の適用事業主であって、旅館業、料理店又は飲食店を経営する中小企業事業主※であること。

〔 ※ 料理店又は飲食店については、その常時雇用する労働者が50人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下、
旅館業については、その常時雇用する労働者の数が100人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下。 〕

2. 助成対象

○一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費

○喫煙室以外に、受動喫煙を防止するための換気設備の設置等の措置に必要な経費

工事前に「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」を策定し、所轄都道府県労働局の認定を受ける必要があります。

3. 助成率、助成額 : 喫煙室の設置等に係る費用の1/4 (上限200万円)

4. 予算規模 : 平成23年度予算 約2.8億円

5. 申請書等提出先 : 都道府県労働局(健康安全課又は健康課)

②受動喫煙防止対策に係る相談支援事業

○事業場における喫煙室の設置、飲食店等における浮遊粉じんの基準への対応など技術的な相談内容について、労働衛生コンサルタント等の専門家による電話相談を行います。(必要に応じ実地指導も行います。)

○相談は無料です。

☆相談ダイヤル: 03-3213-1012

☆問合せ先 : judo-kitsuen@tokiorisk.co.jp

(事業実施機関: 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社)

③職場内環境測定支援事業 (測定機器貸出事業)

○受動喫煙防止対策を行う事業場において、職場内環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計(浮遊粉じん濃度の測定)、風速計の無料貸出を行います。

☆申込受付ダイヤル: 03-5625-4296

FAX : 03-5600-4907

(事業実施機関: 柴田科学株式会社)